

令和元年度

介護保険サービス事業者等集団指導資料

介護老人福祉施設

(介護予防) 短期入所生活介護

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局

長寿社会課介護サービス指導室

## I 人員に関する基準

従業者は専ら当該施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

※直接入所者の処遇に当たたる生活相談員、介護職員及び看護職員は、機能訓練指導員及び介護保険法に定める介護支援専門員並びに併設される短期入所生活介護事業における同職との兼務を除き、ただし書きの規定は適用されない。

※各職種に関する「入所者の数」については、「前年度の平均値」を用いて算出すること。

医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 (原則)常勤、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上 【資格要件】 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 <和歌山県における生活相談員の資格要件> (1) 社会福祉主事 (2) 社会福祉士 (3) 精神保健福祉士 (4) 介護支援専門員 (5) 介護福祉士 (6) その他同等以上と認められる能力を有する者 (介護業務の実務経験が1年以上ある者)
生活相談員	
介護職員又は看護職員 (看護職員：看護師若しくは准看護師)	①介護職員及び看護職員の総数 ・常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 ②看護職員の数 ・入所者の数が3以下 : 常勤換算方法で1以上 ・入所者の数が3を超え5以下 : 常勤換算方法で2以上 ・入所者の数が5を超え13以下 : 常勤換算方法で3以上 ・入所者の数が13を超え : 常勤換算方法で3+(入所者5.0増毎に1) 以上 ③看護職員のうち、1人以上は常勤 : 常勤換算方法で3+(入所者5.0増毎に1) 以上
栄養士	・1以上(入所定員が40人を超えない施設は、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることで当該施設の効果的な運営が期待でき、入所者の処遇に支障がないときは置かないことができる。)

機能訓練指導員	・1以上(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、※はり師又はきゅう師の資格を有する者) ※はり師及びきゅう師…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。 ・当該施設の他の職務との兼務可
介護支援専門員	・常勤、専従で1以上 (入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする) (入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務との兼務可)(※) ・増員分2人目からは非常勤可 ※この場合、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができる。 なお、 <u>在宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められない</u> 。ただし増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。
管理者	・常勤、専従で1人 (当該施設の管理上支障がない場合は、当該施設の他の職務、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該施設のサテライト型居住施設内の職務に従事可)
施設長(特養)	【資格要件】※老人福祉法における規定 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

※医師及び介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合は、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

0人  
0人

指定介護老人福祉施設短期入所生活介護事業

必要

、所者数が100人以上な  
2)定員が20名以上で

【答1】  
そのような取扱いで

【問2】  
育児・介護休業法の人員要件については

【答2】  
常勤換算方法について  
所において常勤の従  
とす。)で除する、  
算する方法」であり、  
措置の対象者の有無

【問3】  
各事業所の「管理者、  
働時間の短縮措置の

換算方法による

間数を当該事業  
:3 2時間を基本  
:業者の員数に換  
:労働時間の短縮

規定する所定労働

】  
準法第41条第2号に定める管理監督者について(外されていることから、「管理者」が労働基準法第該当する場合は、所定労働時間の短縮措置を講じ労働基準法第41条第2号に定める管理監督者に件その他労務管理について経営者と一体的にらわれず、実態に即して判断すべきであるとされとして取り扱われている者であっても、同号の管理労働時間の短縮措置を講じなければならない。同号の管理監督者であっても、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置に準じた制度を導入する事と子育ての両立を図る観点からは、むしろ望ま



































